

只見町で生活しているのは私たち人間だけではなく、野生動物も同じです。ここ数年は動物たちが山から里に下りて、私たちが暮らしている地域にも現れることが増えました。自然と共に生きている只見町。野生動物とどう向き合っていけばよいか。鳥獣被害対策の現状を関係者に聞きました。

特集

鳥獣被害を考える

山の変化

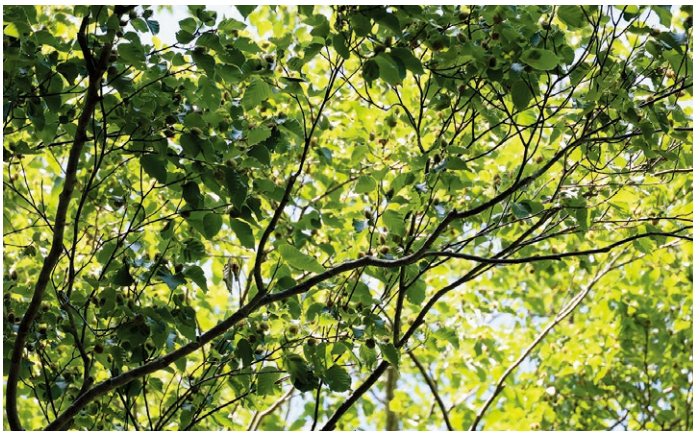
昨年は酷暑や少雨、ナラ枯れ、ブナの不作が重なって山の実りが減少しました。また、近年はそれまでほとんど見られなかったニホンジカやイノシシが外から入ってきています。山の変化によって、動物たちが餌を求めて人里に現れることが増えたと思います。

最近では人里に出没を繰り返しているニホンザルの被害が甚大です。ツキノワグマも昨年は頻繁に山から下りてきて、クリやクルミ、果樹、水稻への被害はこれまで以上に深刻でした。

急激な気候変動

昔の人から授かった天候を読む経験知では、近年の急激な気候変動に対応できなくなってきました。近年は、早い雪消えや桜の開花、猛暑、ゲリラ豪雨、雪の少ない冬や極端な豪雪など、これまで経験したことのない異常気象が続いています。

今年には桜の時期にブナが一斉に開花し、豊作が期待されています。あまりにも開花が早く霜害を心配しましたが、その時期も過ぎました。あとは夏の降雨に期待し、多くの実りがある秋になってほしいと思います。



▲今年は多くのブナが開花しました。

Interview ①

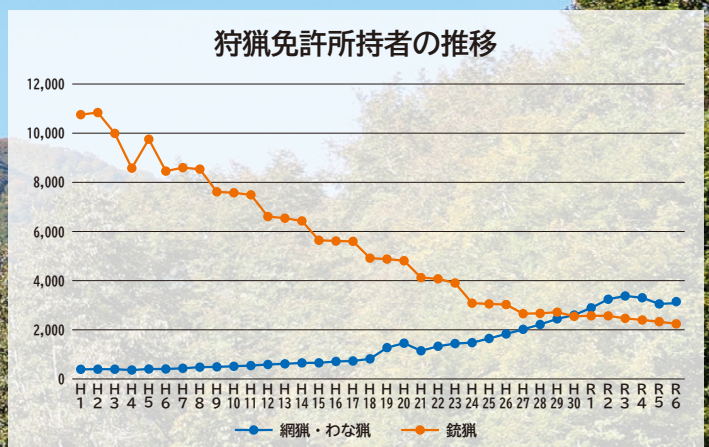


只見町猟友会長
かずえ
深津 和枝さん

課題①

狩猟免許所持者の全体的な減少

平成元年度に福島県内の狩猟免許所持者は銃猟で1万人を超えていましたが、年々減少。令和6年度は2,000人程度まで減っています。一方で、網猟・わな猟の免許所持者は増加し、令和元年度に銃猟を上回りました。



只見町猟友会の活動紹介

① 鳥獣被害対策実施隊・ 有害狩猟鳥獣捕獲隊の活動

法令に基づき町が設置する「鳥獣被害対策実施隊」や「有害狩猟鳥獣捕獲隊」は、只見町猟友会が推薦した会員が務めています。4月の編成式から1年間、有害鳥獣の捕獲やパトロール、人身被害の恐れがある場合にクマの捕獲などを行っています。日頃から見回りをを行い、町民から被害状況の聞き取りを実施しています。

② 教習射撃訓練・狩猟

定期的に射撃場での教習射撃訓練を実施しています。近隣では南会津町や会津若松市に射撃場があり、クレー、スキート、実弾射撃による技術向上を図っています。

また、事前の狩猟者登録を済ませておき、11月から始まる猟期には狩猟が可能な区域内で銃猟を行います。雪が降ると獲物の足跡が残り、追いやすくなります。



▲冬はカンジキを履いて山に入ります。



▲5月中旬。山の斜面には残雪があります。

猟師の経験知を次世代へ

猟師になりたての頃、狩猟が解禁される11月15日から鉄砲を持って、先輩たちとたくさん山を歩いて猟場を教わりました。少しずつ山の歩き方、獲物の痕跡、足跡の見分け方を覚えて、猟師の基本は山を知ることだと思いました。

現代の生活では山に行く時間でも、猟師として経験知は何よりも大切な財産です。今は受け継いだ知識を猟友会の後輩たちでできるだけ引き継ぐことが、使命だと感じています。

また、猟友会は町から任命されて、有害個体の捕獲やパトロールもしています。しかし、会員の減少で町全域を十分にカバーできない状況が続いています。動物たちは生きるために行動していますが、人々の暮らしへの被害を少しでも減らすため、地域全体で対策を考える必要があります。猟友会が無くなれば被害対策はさらに難しくなります。町民の皆さんには猟友会の活動を知ってもらい、知識や知恵を合わせて、活動にご協力いただきたいです。興味のある方は猟友会までご連絡ください。

鳥獣被害に対する町民の声

- クマによる水稻の被害は去年が初めてでした。
- 今までサルは自宅裏までは来ませんでしたが、去年初めてサルにトウモロコシを全部やられました。今年はまだ作付しないようにしました。
- 去年は特に被害が多く、サル、イノシシの個体数も増加したと思われまます。

課題②

有害鳥獣による農作物被害

町内の農作物被害を把握するため、町は令和3年度からアンケート調査を実施しています。被害面積・被害額の増減は年度によりませんが、年度を追うごとに鳥獣の出没頻度が上がっている現状があります。

鳥獣被害対策の3本柱

- ① 入れない（侵入防止）
- ② 近づけさせない（生息環境整備）
- ③ 増やさない（加害個体の捕獲）



緩衝帯整備

農地に近い里山の刈り払い等を行い、鳥獣が潜む場所を除去します。

被害対策の詳細は農林水産省監修『野生鳥獣被害防止マニュアル』をご確認ください。



二次元コードは「野生鳥獣による被害防止マニュアル等」(農林水産省) (<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/manyuaru/manual.html>) (2026-05-28参照) を加工して作成。



追い払い

特にサルを見たときは侵入した場所に集まって、複数人で花火などを使い、サルが集落から出るまで徹底して追い払いすると効果的です。組織的な追い払いは、サルに危険な場所だと学習させ集落を避けるようになります。



金網柵・ワイヤーメッシュ柵

柵の高さや強度で侵入を防ぎます。地形や設置する距離、維持管理体制に応じて柔軟に考えましょう。サルには電気柵と組み合わせた複合策が有効です。

参考文献：野生鳥獣被害防止マニュアル総合対策編企画編集委員会(2023)『野生鳥獣被害防止マニュアル【総合対策編】』農林水産省 農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室 監修

Interview ②



町の補助を活用して集落で対策しました

いさむ
坂田集落協定役員 飯塚 勇さん

私が区長だった2019年に、打杭地内の田んぼをイノシシに荒らされ、大きな被害を受けました。個人での対策には限界があるので、区長として呼びかけて集落で協力して対策を進めてきました。

町の補助金で電気柵を購入して、日中動ける人が設置や撤去を行っています。わなの狩猟免許を取得して捕獲活動もしています。田んぼ被害は減っていますが、ソバ畑の被害やクマの出没への対応が新たな課題です。今後も町の補助を最大限活用しながら、集落で対策を継続していきたいです。

3本柱で鳥獣に強い地域をつくる

有害な鳥獣の捕獲だけでなく、野生鳥獣を集落や民家に近づけさせない、田畑に入れないことも重要です。これらの取り組みを総合的に行うことは、地域を野生鳥獣にとって危なくエサが食べられない場所にして、被害を防ぐことにつながります。ここでは鳥獣に強い地域づくりに向けた取り組みの一部を紹介します。



木の幹に波トタンを巻く

幹に波トタンを巻くことで木の上に登れなくさせます。特にクマ対策に有効で、クリやカキの木に巻きます。



残さを放置しない

収穫後の畑や家の周りに収穫しなかった、廃棄した野菜を放置することは鳥獣を呼び寄せてしまいます。耕うん機で土の中にすきこむ、コンポストに入れるなど適切な処理を行いましょう。



電気柵

野生鳥獣がワイヤーに触れることで電気の流れ（回路）ができ、電気ショックを与えます。感電することで危険だと学習させます。維持管理しやすいよう防草シートとの組み合わせも効果的です。

Interview ③



被害対策は組み合わせてこそ

株式会社ヤマイシ 代表取締役 **渡部 民夫** さん

山の見通しが明るくなるよう里山の刈り払いを会社で請け負っています。ただ、作業に充てられる期間、予算、人員には限度があるので、緩衝帯を整備できる面積は限られています。

鳥獣被害対策は緩衝帯整備に限らず、電気柵や果樹に波トタンを巻くといった、できる範囲での対策も必要です。被害対策はどれかひとつだけやるのではなくて、組み合わせないと効果がありません。特に山林に接している農地ではそうした取り組みが大切です。

地域住民と町がともに 被害軽減へつなげるために 町の取り組みと支援

被害対策パトロールの実施

只見町鳥獣被害対策実施隊によるパトロールを実施します。主に町内の二ホンザルが出没、被害が出ている箇所を中心に巡回します。二ホンザル等を見かけた、被害があった等の情報は実施隊や農林建設課までお寄せください。

■実施予定期間

令和8年6月24日(水)から
令和8年9月16日(水)
毎週水曜日に実施

●お問合せ先

只見町鳥獣被害対策実施隊
深津和枝
☎080-2817-5678

追い払い花火の配布

里山や農地に出没する有害鳥獣を追い払うための花火を配布しています。

■配布場所

- ・役場町下庁舎農林建設課
- ・各地区公民館

■配布本数

- ・事故防止のため、一回の受取上限は、一人当たり6本、集落でまとめて受け取る際は30本までです。

■使用上の注意

- ・花火は高さ30mに連続して打ち上げられます。燃えやすいものに向けて使用しないでください。
- ・花火は地面に垂直に固定し、導火線の先端に火をつけ、素早く5m以上離れてください。
- ・点火にはマッチ、ライターを使用しないでください(ターボライター、線香等を使用)。
- ・不発があった場合は、速やかに回収してください。
- ・花火を直接手に持って使用しないでください。花火専用のホルダーを貸し出ししています。

狩猟免許等取得支援補助金

農林水産物被害、人的被害への対策として、有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許・銃砲所持許可の新規取得や更新に要する経費、新規の場合は物品購入経費を補助します。

■補助対象者

- ・只見町に住所を有し、かつ、町税等の滞納のない者。
- ・狩猟免許等を新たに取得した者。なお取得後は福島県猟友会南会津支部只見分会に入会し、かつ、只見町有害狩猟鳥獣等捕獲隊および只見町鳥獣被害対策実施隊に入隊し、隊員として鳥獣被害対策活動に5年間従事するものとする。
- ・狩猟免許等の更新した者。なお更新後は右記活動に3年間従事するものとする。

■補助対象経費

- 【狩猟免許】
対象経費

初心者講習者受講料、狩猟免許申請

請手数料、狩猟免許更新申請手数料

- ◎補助金額 全額

- 【銃砲所持許可】

- ◎対象経費

各種講習会、射撃教習資格認定、教習射撃、火薬類等譲受許可申請、銃砲所持許可申請等に係る手数料、受講料

- ◎補助金額 全額

※教習射撃受講料について、福島県より補助金が交付された場合はその額を除く。

- 【許可申請】

- ◎対象経費

許可申請時の医師診断書代

- ◎補助金額 上限3千円

- 【物品購入など(新規のみ)】

- ◎対象経費

銃器・銃保管庫・装弾保管庫の購入費用

- ◎補助金額

購入費の半額
上限5万円

【令和8年度拡充】

農作物鳥獣被害防止

対策事業費補助金

野生鳥獣による農作物の被害防止を目的に、電気柵等の購入や緩衝帯の整備に係る経費を補助します。

また、町の農業を担う認定農業者が設置した電気柵の維持管理を区に委託した場合の経費も新たに補助します。

■補助対象者

町税等の滞納が無く、次のいずれかに該当するもの。

- ・只見町内に住所を有し、自ら農業をおこなっている個人
- ・町内27区分の集落
- ・町有害狩猟鳥獣捕獲隊の各分隊
- ・町の重点振興作物を栽培する3戸以上から組織される生産組合等
- ・農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号第12条第1項）に基づく5年後の農業経営改善計画を作成し、町から認定を受けた農業者（認定農業者）

■補助対象事業

下記のとおりです。

補助対象事業	【個人】	【区・捕獲隊・生産組合】	【認定農業者】 ※令和8年度拡充
電気柵	設置、材料購入経費の2/3以内 (上限10万円)	左記補助対象事業の経費の全額 (上限70万円)	設置、材料購入経費の4/5以内 (上限 1集落当たり70万円)
電気柵以外の柵 (金網、防護ネット等)	設置、材料購入経費の1/2以内 (上限5万円)		
爆音器等、鳥獣対策に有効と認められるもの	設置、材料購入経費の1/2以内 (上限5万円) ※機器の場合、購入額または合計が3万円以上		
電気柵維持管理等 ※令和8年度拡充		※区等が当補助金で購入した電気柵については対象外	設置、撤去、草刈を区に委託した場合の経費の4/5以内 (上限 作業1時間当たり1,200円) ※当補助金を利用せず購入した電気柵も対象とする。
緩衝帯整備 ※10a当たり4万円以内	下刈り等に係る委託料、草刈機本体以外の消耗品の購入費、燃料費の1/2以内 (上限5万円)	下刈り等に係る委託料、草刈機本体以外の消耗品の購入費、燃料費の全額 (上限40万円)	

■申請時の注意点

- ・同じ土地に電気柵や鳥獣対策に有効と認められる機材の設置は、購入日の翌年度初日から5年間は同じ補助対象事業の申請ができません。別の場所への設置や5年以上経過して機器を更新する場合は申請できます。
- ・当補助金や同種の事業で緩衝帯を整備した箇所は、実施翌年度初日から2年間は申請できません。別の箇所での緩衝帯整備は申請できます。

補助金の申請や詳細、過去の申請状況などは農林建設課農林係までお問い合わせください。補助金の交付要綱、申請様式などは町ホームページに掲載しています。鳥獣被害軽減に向けた取り組みに、ご理解とご協力をお願いいたします。

●お問合せ先

只見町役場農林建設課農林係
 ☎ 0241-8215230



町ホームページ
届出・申請